

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの 在り方について（論点メモ）

．検討の背景と目的

ヒト受精胚等の取扱いの在り方について検討が必要になった背景は何か。

この検討では何を目的に検討し、そのためにはどのような検討を行っていくべきか。

．ヒト受精胚等を巡る状況

1 ．現状や将来展望

医療におけるヒト受精胚の取扱いの状況はどうか。

再生医療や生殖補助医療等を目指したヒト受精胚等の研究利用の状況はどうか。また、将来的にどのような研究が行われ、どのような利用がされる可能性があるか。

現在行われている、または将来考えられるヒト受精胚等の再生医療に向けた研究や利用はどのくらいのメリットや必要性があるか。また、他の手段で代替不可能か。

<これまでの議論における主な意見>

- ・そもそも、再生医療が本当に必要な医療かどうかは疑問である。従って、そのためのヒト受精胚等の研究利用は慎重に考えるべき。
- ・医学の進歩で恩恵を得る患者がいる以上、再生医療も重要な医学領域の一つとして研究を着実に進めていくべき。従って、ヒトES細胞などの研究も必要と考える。
- ・現在の技術レベルでは、体性幹細胞よりもES細胞の方が再生医療への応用の実現可能性が高い。従って、ヒト受精胚、人クローン胚等を用いた研究を進めていくべき。

現在行われている、または将来考えられるヒト受精胚等の生殖補

助医療に向けた研究や利用はどのくらいのメリットや必要性があるか。また、他の手段で代替不可能か。

(再生医療のための研究を認めるとしても)ヒトの胚を使うことの妥当性はどうか。動物による研究はどのくらい行われているか。(ヒトの胚を使用する前に動物実験をもっと行う必要はないか。)

<これまでの議論における主な意見>

- ・人クローン胚の作成について議論する場合、実際に人クローン胚を作成し研究する段階かどうかを慎重に判断すべき。動物実験で調べられることは調べ尽くし、実用化の可能性とその有用性がはっきりしている必要があるが、最近の動物実験の結果を見る限り、ヒトのクローン胚を作成する段階ではない。
- ・ヒトの胚を用いて研究しないとわからないことがたくさんある。特に基礎研究の場合は、安全性の問題もないので早く開始すべき。

2. 国内外の議論や枠組みの状況

ヒト受精胚等について諸外国ではどのような議論が行われ、どのような枠組みが整備されているか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・胚の取扱いの議論に当たっては、国際的な規制の可能性を視野に入れ、国際的な討議・協議の場にも積極的に応じていくべき。
- ・まずは我が国の考え方をしっかり議論してとりまとめることが必要。その上で、その考え方を国際的な場で主張していくべき。

ヒト受精胚等について、これまで日本でどのような議論が行われ、どのような枠組みが整備されているか。また、現在どのような議論が行われているか。

・検討の視点

1. ヒト受精胚等はどうな存在か

ヒト受精胚の取扱いを検討する上で、ヒト受精胚がどのような存在であるのかを明らかにする必要があるのではないか。

ヒト受精胚等を考える際に、生物学的な観点のみならず、国民が

ヒト受精胚等をどうとらえているか（宗教的な側面や文化的な側面も含めて）という観点も重要ではないか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・人ではない。しかし、物でもなく、人の命の始まりとして十分尊重すべき存在。
- ・やがて人になりうる存在と現実に人である存在との違いがあり、同じ人権を認めるということには直ちにつながらない。

余剰胚についてはどう考えるのか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・既に余剰胚からES細胞を作成することを認めており、人とは考えられないのではないか。

人クローン胚についてはどうか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・人クローン胚もヒト受精胚も子宮に移植すれば人になるという点で法的・倫理的な位置づけは同じであるべき。（従って、両者は同じ取扱いをされるべき。）
- ・ヒト受精胚と人クローン胚は子宮に戻せば人になるという点では同じだが、胚でとどまっている限りは全然違うものであり、人クローン胚はヒト受精胚に準ずるような地位ということになるのではないか。（従って、両者は必ずしも同じ取扱いをする必要はない）
- ・ヒト受精胚と人クローン胚は、生命の誕生が想定されているかどうか、プロセスが自然かどうかの点で違う位置づけを持つと考えられる。（従って、両者は同じ取扱いをする必要はない。）
- ・ヒト受精胚と人クローン胚は、遺伝形質が予めわかっているかどうか、プロセスが自然かどうかという点で全く異なる。（従って、人クローン胚は作成すべきではない。）

人クローン胚以外の特定胚についてはどうか。

2. ヒト受精胚等の取扱いによりもたらされる懸念

ヒト受精胚等の取扱いによりもたらされる懸念としてどのようなものがあるか。

< 懸念の例 >

- ・ ヒト受精胚等が尊厳を持つと考える場合、それを侵害すること
- ・ 胚が成長して人になった場合、その人の人権や福祉への影響
- ・ 胚を作成するのに用いた精子、卵子等の提供者の人権や福祉への影響
- ・ 社会が胚を尊重する思いを侵害すること
- ・ 障害者排除につながる
- ・ 人体の商品化、生命の手段化

< これまでの議論における主な意見 >

- ・ 子供ができないというのは遺伝子に何らかの欠陥があると考えられ、生殖補助医療によりその欠陥が世代を越えて伝達されていくのではない。しかも、その遺伝子が生殖能力以外にも影響する可能性がある。
- ・ 現在までに生殖補助医療によって多数の子供が産まれているが、社会的には全く問題がない。
- ・ プラスの面とマイナスの面を考えることが必要。がんの治療などでもプラスの面が大きければ次世代に影響が残るような治療もやむなく実施している。
- ・ 非配偶者間の生殖補助医療では、産まれた子供が親を知りたいということから大きな問題が起きている。これは、受精胚を人為的に作成することの一つの問題であると思う。
- ・ 受精胚の操作や利用が進んでくると命を選別するということが起こるのではないか。

3 . ヒト受精胚等の取扱いの制限と個人の利益・研究の自由

より高度な医療を受けたいという個人の利益や研究の自由は、無制約に認められるのか。

< これまでの議論における主な意見 >

a. 高度な医療を受ける個人の利益の観点

- ・ より高度な医療を受けたいという個人の利益は当然に尊重されるべきものであるが、ヒト受精胚等を用いた医療については、もたらず懸念を考えると一定の制限があってしかるべき。

b. 研究の自由の観点

- ・ 研究の自由は、無制約ではないが最大限保障するべき。そのような

観点から、何らかの制約をする場合にも届出制にするべき。

- ・研究は原則自由だが無制約ではない。そして、制約する部分については、許可制にする場合もあり得る。

無制約には認められないとする場合、どのようなことを考慮し、いかなる考え方で、どの限界を決めるのか。

<これまでの議論における主な意見>

a. 高度な医療を受ける個人の利益を制限する際の考え方

b. 研究の自由を制限する際の考え方

- ・ヒトの胚を用いた研究は、人の生命に関わる問題なので自由に研究できるものではない。
- ・ヒトの胚を用いた研究については臨床研究が前提。医療につながらないような、いわゆる研究のための研究は認められない。
- ・ヒトの胚を用いた研究については動物実験等を十分に行いその有用性が相当にあるということが明らかになっている必要がある。

4. 判断の在り方

より高度な医療を受けたいという個人の利益や研究の自由、それらの自由を保障することによりもたらされると考えられる利益（医療の発展による健康の享受等）、ヒト受精胚等の作成、操作、利用等がもたらすと懸念される問題点などを総合的に判断することにより、どういう取扱いが許容できるか、また、どの程度制約するか定まるのではないか。

具体的にはどのような方法が考えられるか。（一つの方法として比較衡量論によるものが考えられるが、他にどのような方法が考えられるか）

・ 検討範囲

～ を踏まえ、検討していく対象をどう設定するのが適当か。

以下の点についてどう考えるか。

- ・ 胎内のヒト受精胚をどう考えるか。
- ・ 胚の時期はいつからいつまでか（特に体外にある場合）。
- ・ ヒト受精胚以外の胚についてはどうか。
- ・ 胚の検討と関連する事項（生殖細胞の取扱いなど）についてはど

うか。

ヒト受精胚等の検討と大きく関わる生殖補助医療、胎児の取扱い等の状況や他省庁の審議会などにおける様々な検討も視野に入れ、整合性をもちつつ議論することが重要ではないか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・生殖細胞や胎児の問題まで含めて広く議論すべき。
- ・まず胚に焦点を当てて、必要に応じて生殖細胞・胎児について議論することが適当。

．ヒト受精胚の具体的な取扱いについて

．検討の視点を踏まえて、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのあり方を、作成・授受、操作・利用等、滅失の3つに分類し、検討したらどうか。(許容されるか、許容される場合にはその手続や条件はどうか、または、全く許されないか、など)

1 . 人為によるヒト受精胚の作成・授受について

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのうち作成・授受に係る取扱いの在り方についてどう考えるか。

作成・授受の目的 [研究、生殖補助医療、再生医療、その他 (産業利用等)] によって考え方が異なるのか。異なるとすればどのような点か。

研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は認められるか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・ヒトで研究しないとわからない研究については例外的に認めることとし、その際の手続きを整備すべき。それ以外の研究については動物実験で行うべき。
- ・研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は、相当の理由がなければ認められないが、現時点では認めるに値する理由はないと考える。
- ・研究利用を目的としたヒト受精胚の作成は、ヒトの手段化につながるおそれがあることから認められない。

体外受精の研究において結果的にヒト受精胚が作成される場合は

どう考えるか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・生殖補助医療の研究のためであれば受精胚を作ることやむを得ない場合があると思うが、どういう研究であれば作ることが認められるのかという基準を明確にするべき。
- ・研究目的によっては、夫婦間のみならず第三者提供の配偶子を使用することも必要となってくるため慎重に検討するべき。
- ・生殖補助医療を是とすると、そのためであれば受精胚が作成される研究も認めるということにならざるを得ない。しかし、現在の生殖補助医療のすべてを医療として認めるかどうかは疑問。その点をまず議論した上で、社会的に認められる生殖補助医療のための研究については、動物で出来ない場合に限り認めるというようにするべき。

生殖補助医療を目的としたヒト受精胚の作成についてどう考えるか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・我が国では体外受精については事実が先行し、あまり議論せずに認めてきた。その生物学的なリスクなどについて議論する必要がある。
- ・日本でも体外受精で既に年間1万人ぐらいの子どもが生まれており、生殖補助医療を否定するのは難しい。

生殖補助医療の結果、余剰胚が作り出されることについてどう考えるか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・そもそも余剰胚を作り出して良いのかを考えることが必要。
- ・余剰胚を作らないとすると、未受精卵の採取回数が増加し、かえって母体への負担が重くなるので現実的には難しい。

2. ヒト受精胚の操作、利用等について(ヒト受精胚の存在を前提に)

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのうち操作、利用等に係る取扱いの在り方をどう考えるか。

どのような行為[研究、生殖補助医療、再生医療、その他(産業利用等)]の一環で行われるか、また、どのような操作、利用等が行われるかによって考え方が異なるのか。異なるとすればどのような点か。

<考えられる操作・利用等の例>

- ・操作
(E S 細胞の樹立、核移植、凍結・解凍、遺伝子解析、遺伝子操作等)
- ・胎内への移植
- ・長期保存

余剰胚の研究利用についてどう考えるか。

3 . ヒト受精胚の滅失について

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いのうち滅失に係る取扱いの在り方をどう考えるか。

どのような行為 [研究、生殖補助医療、再生医療、その他 (産業利用等)] の一環で行われるかによって考え方が異なるのか。異なるとすればどのような点か。

・ ヒト受精胚の取扱いの枠組みについて

・ の検討を踏まえ、ヒト受精胚の取扱いについて必要となる手続や条件としてはどのようなものがあり、どのような枠組みが必要か。

1 . 制度の枠組み

2 . 必要な手続等について (インフォームド・コンセントの実施、 I R B の活用、無償提供、情報公開の在り方等)

・ ヒト受精胚以外の胚 (人クローン胚等) の具体的な取扱いについて

1 . 人為による胚の作成・授受について

・ 検討の視点を踏まえて、ヒト受精胚以外の胚の取扱いの在り方のうち、作成・授受に係る取扱いについてどう考えるか (許容されるか、許容される場合にはその手続や 条件はどうか、または全く許されないか、など)

<これまでの議論における主な意見>

- ・人クローン胚は、遺伝形質が予めわかっており、また、作成のプロセスが自然ではないことから、作り出されるべきものではない。
- ・人クローン胚の作成について議論する場合、実際に人クローン胚を作成し研究する段階かどうかを慎重に判断すべき。動物実験で調べられることは調べ尽くし、実用化の可能性とその有用性がはっきりしている必要があるが、最近の動物実験の結果を見る限り、ヒトのクローン胚を作成する段階ではない。
- ・ヒトの胚を用いて研究しないとわからないことがたくさんある。特に基礎研究の場合は、安全性の問題もないので早く開始すべき。

許容される場合、ヒト受精胚の取扱いとの整合性（ES指針上、ES細胞樹立を目的としたヒト受精胚の作成は認めていない。）をどう考えるか。

<これまでの議論における主な意見>

- ・人クローン胚もヒト受精胚も子宮に移植すれば人になるという点で法的・倫理的な位置づけは同じであるべき。従って、両者の取扱いは同じにするべき。
- ・子宮に戻せば人になるという点では両者は同じだが、胚でとどまっている限りは全然違うものであり、人クローン胚はヒト受精胚に準ずるような地位ということになるのではないか。従って、ヒト受精胚と人クローン胚の取扱いに整合性がなくても矛盾はしない。
- ・ヒト受精胚と人クローン胚は、生命の誕生が想定されているかどうか、プロセスが自然かどうか等の点で違う位置づけを持つと考えられる。従って、ヒト受精胚と人クローン胚の取扱いに整合性がなくても矛盾はしない。

人クローン胚以外の特定胚についてはどうか。

2. 胚の操作・利用について

検討の視点を踏まえて、ヒト受精胚以外の胚の取扱いの在り方をのうち、操作・利用に係る取扱いについてどう考えるか（許容されるか、許容される場合にはその手続や条件はどうか、または全く許されないか、など）

<考えられる操作・利用等の例>

- ・操作

- ・長期保存
- ・胎内への移植（人クローン個体等を作ることについてはクローン技術規制法で禁止）

3．胚の滅失について

．検討の視点を踏まえて、ヒト受精胚以外の胚の取扱いの在り方をのうち、滅失に係る取扱いについてどう考えるか（許容されるか、許容される場合にはその手続や条件はどうか、または全く許されないか、など）

．ヒト受精胚以外の胚の取扱いの枠組みについて

．の検討を踏まえ、胚の取扱いについて必要となる手続や条件としてはどのようなものがあり、どのような枠組みが必要か。

1．制度の枠組み

<これまでの議論における主な意見>

- ・人クローン胚の研究利用を認めるならば、HFEAのような強力なコントロール権限を持った規制機関が必要。

2．必要な手続等について（インフォームド・コンセントの実施、IRBの活用、無償提供、情報公開の在り方等）